

公益社団法人日本女医会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本女医会という。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、医学に関する調査研究、医療の普及及び女性医師相互の連携を図り、もって女性医師の社会的使命の遂行、公衆衛生の向上及び国民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医学に関する諸般の調査研究及び助成
- (2) 医学に関する研究会及び講演会の開催及び後援
- (3) 医療の普及（医療奉仕を含む。）及び助成
- (4) 公衆衛生の向上のための講演会の開催、相談業務及び啓発並びに助成
- (5) 医療及び公衆衛生の向上並びに女性を取り巻く課題に取り組む関係団体との連携
- (6) 国際女医会及び海外関係者との連携活動
- (7) 女性医師支援事業
- (8) 子育て支援事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項第6号の事業については、本邦及び海外で、それ以外の各号については日本全国において行うものとする。

第3章 会員及び準会員

(会 員)

第5条 この法人は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 日本の医師免許を有する女性でこの法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 特別会員 外国の医師免許を有し日本に在住する女性で、この法人の目的に賛同して入会したもの

2 この法人に対し特に功労があった正会員に対して、総会の決議により名誉会員の称号を与えることができる

3 第1項の正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(準 会 員)

第6条 この法人に、次の準会員を置くことができる。

- (1) 賛助会員 この法人に対し特別の協力援助のあった者で理事会の承認を得たもの
- (2) 学生会員 女性の医学生で、この法人の目的に賛同して入会したもの
(入会手続き)

第7条 この法人の会員又は準会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 入会は、会長が本人に通知するものとする。

(会員及び準会員の義務)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める会費を支払う義務を負う

2 学生会員は、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

3 会員及び準会員は、この法人を政治的又は私益のために利用してはならない。

(退会手続)

第9条 会員及び準会員で退会しようとするものは、退会届を会長に提出することにより、退会することができる。

(除名)

第10条 会員及び準会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為したとき。

(資格喪失)

第11条 前2条の場合のほか会員及び準会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

(1) 第8条の支払義務を3年以上履行しなかったとき。

(2) 総会員過半数の同意があった時

(3) 当該会員が死亡したとき。

(4) 後見又は保佐開始の審判及び失踪宣告

(5) 学生会員が学生の資格を喪失した時

(既納会費)

第12条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第4章 総会

(総会の構成)

第13条 総会は、すべての正会員及び特別会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(会議の権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員及び準会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(4) 定款の変更

- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (7) 理事及び監事の報酬額
- (8) 会員会費の額

(総会の開催)

第15条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(総会の招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において、出席した会員の中から選任する。

(総会の決議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であつて、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員及び準会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第19条 総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合において、議決権の行使の委任者は、総会に出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該総会で選出された2名の議事録署名人がこれに記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第21条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 12名～25名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち副会長を3名以内置くことができる。

4 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事、監事、会長及び副会長の選任等)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定及び解職する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、この法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故がある時又は会長が欠けた時は、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。

4 会長及び副会長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の日までとする。ただし再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事は、前任者の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条

役員にはその職務執行の対価として報酬を支給する事ができる。

2 役員には、その職務を行う為に要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、別に定める役員の報酬及び費用に関する規程による。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第29条 理事会は次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(理事会の招集)

第30条 理事会は、年6回以上会長が招集する。

2 会長は、必要と認めるとき、又は理事又は監事から法令に基づき請求があったときは臨時に理事会を招集する。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

3 第1項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第32条 理事会の議事録については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を

受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始前に行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項の計算書類等については、毎事業年度の経過後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第36条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項の定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の定款の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 38 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 39 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 40 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であつて租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 9 章 職 員

(職 員)

第 41 条 この法人の事務を処理するため、若干名の職員を置く。

2 職員の任免は、理事会の決議を経て、会長が行う。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条

この法人の公告は電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 補 則

(名称許諾)

第 43 条 この法人は、地域における女性医師の社会的使命の遂行、公衆衛生の向上及び国民福祉の増進に寄与するため、別に定める基準により任意の団体が日本女医会支部の名称を使用することを許諾する。

2 前項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

規 程

第 44 条 この定款の施行についての規程は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この法人の最初の代表理事は、津田喬子とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 33 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。